

平成27年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成27年 7月 3日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	八幡	哲
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	中林	眞
税務課長	池田	茂良	布施支所長	大上	一郎
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	増原	和彦
福祉課長	藤川	芳人	都万支所長	春木	茂正
保健課長	長田	栄	行政係長	中村	恒一
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一
観光課長	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、議員提出議案の題目

発委第 2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時38分）

**日 程 第 1、委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第61号から議第65号までの補正予算案及び条例関係等5件と、陳情4件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

**○7番（齋藤幸廣）**

それでは、総務教育民生常任委員会の審査報告を行います。

委員会開催日は、6月8日、9日、7月1日、2日と計4日間行われました。付託案件の審

査の結果は別紙付託表のとおりですが、議第61号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」は全会一致で「可決」すべしと決しました。

付託案件の審査結果・指摘事項について報告します。

1、「地域医療教育推進事業について」、これまで生涯学習課が小中学校向けにふるさと教育推進事業で行ってきた。隠岐の地域医療の現状と問題を学習し、将来自分が果たすべき役割を考え、医療従事者を目指す動機づけを行う事業に、県の補助事業、全額補助ですが、これを受け、1校あたり10万円の予算措置を行い地域医療教育を更に推進していく事業であります。

委員からは、補助金の有無ではなく町としての地域医療教育のあり方について指針を示すべき、補助金がなくなったら元のレベルの教育に戻すのか、学校ごとにムラが出ないように来年度以降は町内で統一したカリキュラムとして取組むべき、謝金の取扱いについては十分配慮するように等の意見が出ました。

委員会での説明にあたり、資料提供が不十分な面もあり、今後しっかりと情報提供するよう当委員会として指摘しました。また、謝金の取扱いに関しても十分配慮するように指摘しました。

2、「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会について」であります。

今後の町内の小中学校の規模適正化について、検討委員会でこれまで2回の会議が行われており、来年2月までの間に残り6回の会議を行うものであります。委員からは、保護者や地区との意見交換が必要だ、現場におもむき調査をしないのか、などの意見があり委員会では検討スケジュールには柔軟に対応またアンケートに頼るだけではなく、直接地区や保護者の意見の聞き取りを行うよう指摘した。

3、「国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について」この3か年に国民健康保険税は段階的に値上げをしてきている。しかし、平成30年の国保税の県内一本化の前に基金が底をつく可能性があり、再値上げするか、一般会計から繰入をするかを迫られている状況にあった。しかし、平成26年度は医療費が減少傾向に転じたため、平成28年度については国保税率は現状維持の方向で検討し、県内一本化に向けての指針が県より示された時点で、国保税の税率をどうするか再検討したいとの報告でありました。

4、「固定資産税賦課誤りについて」であります。平成27年度の固定資産の賦課について、計算システム等のトラブルにより誤った金額を賦課し、納税通知書を配布してしまったと税務課から報告がありました。賦課税額の誤りについてはあってはならないことであります。

委員からは、納税者への周知の時期と内容を早急にすべき等の指摘がありました。当委員会  
は、再発防止に向けてチェック体制を強化すべきと指摘いたしました。

5、「久見竹島資料収集館（仮称）整備計画（案）について」であります。3月の当初予算  
で議決された久見竹島資料収集館（仮称）について、竹島対策室より整備計画（案）の報告  
がありました。これまでに事業説明において各議員からは、施設内に簡易郵便局を設置する  
のはいかがなものか、などの意見が出ていたが、整備計画（案）では簡易郵便局を設置する  
方向となる等、執行部と議会との認識のズレが出てきておりました。改めて執行部から、施  
設内に簡易郵便局を設置したいとの報告を受けました。委員会からは提出した案について、  
簡易郵便局と収集館の入り口が一緒なのはおかしい、建設費の負担ではなく家賃にすべき、  
との意見がありました。委員会としては詳細をしっかりと計画し、施設内に郵便局を入れる  
入れないも含め、早急に再度協議するよう指摘いたしました。

6、「陳情案件について」であります。陳情第4号の「地方財政の充実・強化を求める意見  
書を政府等に提出することを求める陳情」については、今後の地方創生・離島振興において  
地方財政の充実・強化は必要であり、全会一致で「採択」すべきとしました。

所管の調査・研究事項については、引き続き調査・研究をいたします。

以上で、委員長報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

## ○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

委員会は、閉会中の6月11日、12日、会期中の7月1日、2日の4日間で行いました。

付託案件については、別紙付託表のとおりであります。

付託された全議案につきまして、陳情案件を除き全会一致で「可決」すべし、としたとこ  
ろでございます。

始めに「平成27年度一般会計補正予算」の審査について特に議論があったこと、意見、指  
摘した事項などについて報告いたします。

「隠岐ポートプラザ管理事業」については、隠岐ポートプラザは8月から町直営の施設と  
なるため本定例会で8月以降の予算を計上するものであります。

委員からは、株式会社隠岐振興の業務量を明確にすること、今後の運営方法などについて  
指摘がありました。所管課からは8月以降の運営については当分の間は直営で行なうが、今

後、業務委託あるいは指定管理も検討していくとの報告がありました。

当委員会は、今後どのような運営方法をとるにしても、本町の玄関口で観光振興の大きな役割をもつ隠岐ポートプラザであることから、一階フロアの有効活用も視野に入れ、今後の町の活性化に結びつけるよう指摘しました。

次に、「池田牛舎管理事業」についてであります。

現在賃貸契約をしている用地2,077平米を町が購入するものであります。

委員からは、購入までの経過と購入金額の積算根拠を示すよう指摘があり、所管課からは、20年間の賃貸契約終了となった平成24年度当初から譲渡の交渉を行っており、今年に入り所有者が譲渡の意思を示したため、土地取得に至った経過の報告がありました。また、積算根拠については、近隣の宅地評価を参考に単価交渉を行ったとの報告がありました。

委員会としては、当該地に建設されている牛突き資料館の当初目的に沿った活用をするように指摘しました。

次に、「隠岐ポートプラザ空調改修工事(1期工事)の請負契約の締結」についてであります。

老朽化に伴い、熱源機器、冷温水ポンプ等を4か年にわたり更新していくもので、委員からは、全国の宿泊施設で取り入れているユニット型空調機器を今回の改修に併せて更新してはどうか、空調配管の更新計画はあるか、また、契約金額の積算根拠をしっかりと示すべき、との意見がありました。

所管課からは、隠岐ポートプラザは宿泊施設だけでなく自然館や事務所などの機能もあることから、計画している機器を取り入れたいという説明がありました。また、配管更新については、今後、空調整備の更新時に併せ行うよう計画していくとのことであります。

委員会としては4か年で2億9,800万円という大規模工事であり、今後、所管課としてしっかり管理し、計画通りに更新を進めていくよう指摘しました。

次に、所管の調査事項について報告いたします。

まず、「地方版総合戦略」についてであります。

雇用創出、ひとの流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、まちの活性化、の4つを基本目標とする国の総合戦略を基に、本町独自の「地方版総合戦略」を10月までに策定するものであります。

本町では53名のプロジェクトチームをつくり、6月2日には第一回プロジェクト会議が行われました。委員からはプロポーザルで業務委託しているが、5者のうち4者が辞退している現状ではプロポーザルの意味がないことや、業務委託している会社に任せっきりにせず、

所管課も一緒になって進めていくこと、またプロジェクトチームに幅広い年代の方が参加すべきだったのではないかと、との指摘もありました。

所管課からは、プロジェクト会議以外にもホームページの募集や各団体に出向き意見交換等をしており、できるだけ幅広い年代の方々からアイデア募集をしていくこと、策定の主体は所管課で進めていくとの報告がありました。

委員会としては、外部機関の導入やP(計画)D(実行)C(点検・評価)A(改善)サイクルの手法等をしっかり考えていくことや、総合振興計画を吟味し、地方創生特別委員会とも連携し計画を策定するよう指摘しました。

次に、株式会社CTUについて報告いたします。

今後の予定として、7月上旬に現在の状況や決算報告の内容も踏まえて、島根県の見解を確認し、7月末には町としての見解を示すとの報告がありました。

次に、「隠岐の島町観光協会との意見交換会」について報告いたします。

昨今の多種多様な観光ニーズに対応するため、これまで以上に行政と民間、そして観光協会が強く連携していくことが必要であります。そこで町観光協会と意見交換を行い、課題等の再認識を行う目的とし、会期中の7月2日に会長、副会長、専務、事務局長、企画課長の6人の方々に来庁していただき、「観光協会の現状と課題」について意見交換会を開催いたしました。

観光協会からは観光インフラ整備、観光施設の老朽化、町内の事業主や観光課との連携不足など多くの課題が報告されました。委員会としては今後も意見交換等を行い、観光振興に向けて継続的に調査・研究を行っていきます。

次に、継続審査となっております陳情案件についてであります。

まず、「農協改革など『農業改革』に関する陳情」については審査の結果、反対多数で「不採択」といたしました。

理由としてはJA自体も農協改革に取り組んでいる最中で、自己改革を見守るべきと判断したためであります。

次に、「TPP交渉に関する陳情」については審査の結果、全会一致で「不採択」といたしました。

理由としては、以前に同趣旨の意見書を提出済みであるためであります。

次に、「米価対策の意見書を求める陳情」については審査の結果反対多数で「不採択」といたしました。

理由としては、農林水産省も米価対策については次々と対策を講じており、意見書提出は時期尚早と判断したためであります。

最後に、調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2、特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員長から調査事項について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

## ○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の6月26日に委員会を開催し、調査・研究の事項など今後の活動方針等について協議いたしましたので報告いたします。

委員会は8名の委員構成により新たな発足となり、決意も新たに領土権確立へ向け、積極果敢に調査・研究を進めていくことを確認いたしました。

調査事項といたしましては、一点目は「竹島問題に関する啓発・広報活動の徹底」であります。大きな課題となっている国営の漁撈歴史資料館(仮称)の本町への設置要望や継続的な東京集会の開催・インターネット等による内外への広報の発信強化を求めていきます。

二点目といたしましては、「学校教育における領土教育の徹底強化」であります。歴史的事実に基づいた正しい歴史認識の理解が強く求められており、教育現場における領土教育の現

状把握に努めます。

三点目といたしましては「国際司法裁判の提訴」であります。国際社会に竹島が日本の領土であることを広く知らしめ、国への働きかけを行ってまいります。

四点目といたしましては「周辺海域の漁業秩序の回復と監視取締り体制の強化」であります。日韓新漁業協定によって漁業の枠組みが構築されているにもかかわらず、暫定水域での安全操業が確立されていない状況が続いています。要望活動も含め、漁場の現況の実態調査を行います。

五点目といたしましては「関連団体との情報の共有強化など連携の強化」についてであります。竹島領土権確立隠岐期成同盟会や竹島対策隠岐圏域議員連盟などの諸団体と連携し、領土権確立に向け努めてまいります。

また、執行部からは建設が予定されている久見竹島資料収集館（仮称）整備計画（案）が示されました。この施設の狙いは、久見地区内の竹島に関わった方などの記憶を後世に伝えるための資料の収集・調査の拠点として位置付けており、竹島漁撈基地の歴史を伝える施設であります。既に予算化している施設ではありますが、計画された施設は当初の説明に変更もあり、もっと早い時点で町としての明確な方針や管理方法について示すべきであると指摘いたしました。今後は、議会の意見を十分に聞いて事業を進めるよう指摘し、執行部からそのように進めるとの回答がありました。

なお、所管の調査事項につきましては議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上、当委員会からの報告といたします。

#### ○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告」を終ります。

ただ今から、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 12時02分）

#### ○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

### 日 程 第 3、討 論

「討論」を行います。

会期初日の町長提出議案、承認第1号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から、同意第1号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選



任同意について」までの17件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

( 「なし」 の声を確認 )

他に討論はありませんか。

( 「なし」 の声を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

#### **日 程 第 4、採 決**

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第1号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」から、承認第11号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの11件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第11号までの11件は原案のとおり承認されました。

次に、議第61号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号「平成27年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 63 号「隠岐の島町定住促進空き家活用に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 63 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 64 号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」から議第 65 号「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事(1期工事)〕」までの2件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 64 号から議第 65 号までの2件は原案のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を、これに同意することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

次に、陳情第 1 号「農協改革など『農業改革』に関する陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、陳情第2号「TPP交渉に関する陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、陳情第3号「米価対策の意見書を求める陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終ります。

## 日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、1件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

7番：齋藤幸廣 議員

## ○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

発委第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年7月3日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋 藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後策定する財政再建計画において地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自

立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月3日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣であります。

### ○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

お手元に配付しましたとおり、各常任委員長・特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

## 日 程 第 7、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成27年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 13時42分 )

以 下 余 白